



厚生労働省
埼玉労働局発表
平成28年7月8日

担
当

職業安定部職業対策課
課長 森田哲也
事業所給付監査官 高平博文
電話 048-600-6209

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金を不正に受給した事業主の公表について

厚生労働省では、雇用調整助成金等の不正受給を防止するため、平成22年11月1日から不正受給を行った事業主を公表することとしていますが、今般、下記の事業主について、不正に受給したことが確認されたので公表します。

事業主	名 称	株式会社 マルミ
	代表者氏名	代表取締役 野口 勝己
事業所	名 称	株式会社 マルミ
	所 在 地	埼玉県桶川市赤堀2-15-5
	概 要	ゴム製品製造業
不正受給の概要	助 成 金 名	中小企業緊急雇用安定助成金
	金 額 (返還状況)	27,625,526円 (納付計画策定中)
	支給決定等 取消年月日	平成28年5月13日
	内 容	中小企業緊急雇用安定助成金の対象となる休業について、就労していたにもかかわらず、休業をしたとして支給申請を行い、不正に受給した。